

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年3月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

國民年金關係 1件

厚生年金保険關係 2件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 2000283 号

厚生局事案番号：関東信越（国）第 2000029 号

第1 結論

昭和 59 年 7 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 36 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 59 年 7 月

昭和 58 年 9 月まで勤務していた会社を退職後、A 市役所の B 出張所（当時）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書を郵便局に持参して納付していた。請求期間に係る国民年金保険料については、昭和 59 年 9 月頃、同出張所において納付書を持参せずに 1 か月分の保険料として現金で約 6,000 円納付し、手書きの領収証書を交付されたことを記憶しているが、年金記録では未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、A 市役所の B 出張所において 1 か月分の保険料として現金で約 6,000 円納付し、手書きの領収証書を交付された旨主張しているところ、同市は、請求期間当時、納付書を持参せずに保険料を納付した際は手書きの領収証書を交付していたと回答していること、同市の回答及び同市の広報誌により、請求期間当時、同出張所において、1 か月分の国民年金保険料を納付できたことが確認できるほか、昭和 59 年度の 1 か月分の国民年金保険料は 6,220 円であり、請求者の主張とおおむね一致している。

また、請求者は、昭和 58 年 10 月に初めて国民年金の被保険者資格を取得してから、国民年金加入期間については、請求期間を除き国民年金保険料を全て納付していることから、国民年金に対する意識は高かったと考えられ、請求期間直前の国民年金保険料を納付している請求者は、1 か月と短期間である請求期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000336 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000099 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年5月1日から平成27年7月8日に訂正し、同年7月から平成28年8月までの標準報酬月額を26万円、同年9月から平成29年8月までの標準報酬月額を28万円、同年9月から平成30年4月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成27年7月8日から平成30年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年7月8日から平成30年5月1日まで

年金事務所に行き、年金の加入状況を問い合わせたところ、厚生年金保険の加入期間が不足しているとのことであった。A社(以下「事業所」という。)に平成27年7月に入社してから5年程度在籍しているのに、加入期間が不足しているのはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、「平成30年5月1日」と記録されているところ、年金事務所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(写)によると、事業主は、請求者が事業所において平成30年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとする届出を提出しており、同年5月8日付けで年金事務所に受理されていることが確認でき、オンライン記録と符合している。

しかしながら、請求者の事業所における雇用保険加入記録(資格取得年月日:平成27年7月8日、離職年月日:令和2年9月28日)、請求者の給与明細書に記載された請求期間の勤怠事項及び給与支給状況、並びに厚生年金保険の被保険者資格を取得した日(平成30年5月1日)以後の給与明細書で確認できる資格取得後の勤怠事項及び給与支給状況から判断すると、請求者は、請求期間についても、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日以後の期間と同様

に事業所との間で常用的使用関係があり、通常の労働時間である1日8時間を超えた労働をして事業所から給与を支給されていることから、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていないことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件となっているところ、請求者の請求期間に係る給与明細書において、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、請求者は、請求期間当時、厚生年金保険に加入しなかった理由として、当時は母国への仕送り金額が減るために加入しない旨事業主に申出を行っていたと年金事務所の聞き取りに対し回答しており、事業主は、請求者からの申出があったので請求期間に厚生年金保険には加入させておらず、請求者の給与から請求期間の厚生年金保険料を控除していないと回答している。

以上のことから、請求者の事業所における本来の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は平成27年7月8日であると認められ、請求者の資格取得年月日を同日に訂正する必要ではあるが、上記のとおり、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されておらず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金特例法による訂正を認めることはできない。

したがって、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間としての記録のみの訂正が行われることとなり、請求者の事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を平成30年5月1日から平成27年7月8日に訂正し、標準報酬月額については、請求期間に係る給与明細書及び日本年金機構が請求者の資格取得時に係る標準報酬月額を26万円と回答していることから、平成27年7月から平成28年8月までは26万円、同年9月から平成29年8月までは28万円、同年9月から平成30年4月までは26万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000341 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000102 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成22年8月10日を23万円、同年12月10日を22万5,000円、平成23年8月15日を24万5,000円、同年12月9日を28万8,000円、平成24年8月10日を22万9,000円、同年12月20日を32万8,000円、平成25年8月9日を26万円、同年12月20日を29万4,000円、平成26年8月25日を24万5,000円、同年12月25日を30万円、平成27年8月14日を29万7,000円、同年12月25日を31万7,000円、平成28年6月10日を34万6,000円に訂正することが必要である。

平成22年8月10日、同年12月10日、平成23年8月15日、同年12月9日、平成24年8月10日、同年12月20日、平成25年8月9日、同年12月20日、平成26年8月25日、同年12月25日、平成27年8月14日、同年12月25日及び平成28年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年8月10日、同年12月10日、平成24年8月10日、同年12月20日、平成26年12月25日、平成27年8月14日及び平成28年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、平成23年8月15日、同年12月9日、平成25年8月9日、同年12月20日、平成26年8月25日及び平成27年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務についても履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成25年12月20日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から30万円に訂正することが必要である。

なお、平成25年12月20日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成 21 年 12 月
② 平成 22 年 8 月
③ 平成 22 年 12 月
④ 平成 23 年 8 月
⑤ 平成 23 年 12 月
⑥ 平成 24 年 8 月
⑦ 平成 24 年 12 月
⑧ 平成 25 年 8 月
⑨ 平成 25 年 12 月
⑩ 平成 26 年 8 月
⑪ 平成 26 年 12 月
⑫ 平成 27 年 8 月
⑬ 平成 27 年 12 月
⑭ 平成 28 年 6 月

各請求期間において A 社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②から⑯までについては、支給及び控除資料（金融機関から提出された請求者の取引明細表、事業主から提出された平成 25 年 12 月に係る賞与支払明細書、B 市から提出された平成 23 年度から平成 26 年度に係る「賦課資料（所得照会等）についての回答書」及び請求期間③から⑯に係る同僚の賞与支払明細書をいう。以下同じ。）、当該期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は平成 22 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 23 年 8 月 15 日、同年 12 月 9 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 20 日、平成 25 年 8 月 9 日、同年 12 月 20 日、平成 26 年 8 月 25 日、同年 12 月 25 日、平成 27 年 8 月 14 日、同年 12 月 25 日、平成 28 年 6 月 10 日に A 社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額について、支給及び控除資料により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成 22 年 8 月 10 日を 23 万円、同年 12 月 10 日を 22 万 5,000 円、平成 23 年 8 月 15 日を 24 万 5,000 円、同年 12 月 9 日を 28 万 8,000 円、平成 24 年 8 月 10 日を 22 万 9,000 円、同年 12 月 20 日を 32 万 8,000 円、平成 25 年 8 月 9 日を 26 万円、同年 12 月 20 日を 29 万 4,000 円、平成 26 年 8 月 25 日を 24 万 5,000 円、同年 12 月 25 日を 30 万円、平成 27 年 8 月 14 日を 29 万 7,000 円、同年 12 月 25 日を 31 万

7,000円、平成28年6月10日を34万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、請求期間②から⑯までについて、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているところ、請求期間②、③、⑥、⑦、⑪、⑫及び⑯に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が請求期間④、⑤、⑧、⑨、⑩及び⑯に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑨について、前述の賞与支払明細書により、請求者は、平成25年12月20日にA社から30万円の賞与を支給されたことが確認できることから、標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間①については、A社から賃金台帳等の賞与の支給額、厚生年金保険料控除額を確認できる資料を得られないほか、請求者についても当該期間に係る賞与明細書及び預金通帳を所持しておらず、金融機関も当該期間に係る取引明細の記録は保存していないと回答している上、請求期間当時から居住しているB市においても、平成22年度に係る所得証明、社会保険料の控除証明等の資料はない旨回答していることから、当該期間に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認及び推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認及び推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①における標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2000342 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2000103 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成 22 年 8 月 10 日を 15 万円、同年 12 月 10 日及び平成 23 年 8 月 15 日を 14 万 7,000 円、同年 12 月 9 日を 18 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日、平成 23 年 8 月 15 日及び同年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 22 年 8 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、平成 23 年 8 月 15 日及び同年 12 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 21 年 12 月
② 平成 22 年 8 月
③ 平成 22 年 12 月
④ 平成 23 年 8 月
⑤ 平成 23 年 12 月

各請求期間において A 社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②から⑤までについては、支給及び控除資料（金融機関から提出された請求者の取引明細表、B 市から提出された平成 23 年度及び平成 24 年度に係る「賦課資料（所得照会等）についての回答書」並びに請求期間②から⑤に係る同僚の賞与支払明細書をいう。以下同じ。）、当該期間に係る同僚のオンライン記録並びに事業主の陳述により、請求者は平成 22 年 8 月 10

日、同年12月10日、平成23年8月15日、同年12月9日にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額について、支給及び控除資料により推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成22年8月10日を15万円、同年12月10日及び平成23年8月15日を14万7,000円、同年12月9日を18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、請求期間②から⑤までについて、請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているところ、請求期間②及び③についてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が請求期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①については、A社から賃金台帳等の賞与の支給額、厚生年金保険料控除額を確認できる資料を得られないほか、請求者についても当該期間に係る賞与明細書及び預金通帳を所持しておらず、金融機関も当該期間に係る取引明細の記録は保存していないと回答している上、請求期間当時から居住しているB市においても、平成22年度に係る所得証明、社会保険料の控除証明等の資料はない旨回答していることから、請求期間①に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認及び推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認及び推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①における標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第2000378号

厚生局事案番号：関東信越（国）第2000028号

第1 結論

平成12年10月から平成13年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和50年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成12年10月から平成13年10月まで

請求期間については、国民年金保険料未納期間と記録されているが、当該期間は資格試験の受験指導校に通っていた期間であり、母が国民年金保険料（以下「保険料」という。）を納付していたはずである。調査の上、請求期間について、保険料を納付した期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料は、母が納付していた旨主張しているところ、請求者の母は、請求者の保険料を遡って納付したことではなく、金融機関（A銀行、B銀行、C銀行）の窓口において、送られてきた納付書で自分の保険料とおおむね同じ日に請求者の保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、上記の各金融機関は、窓口収納受付伝票の関係書類は保存期間を経過しているため資料等を提供できず、保険料に係る領収書の金融機関控えはない旨回答している。

また、請求者が請求期間当時に住民登録をしていたD市は、請求期間に係る課税資料、保険料の納付記録等について、保存期間を経過しているため提供できない旨回答しているほか、請求者の母は、請求期間に係る資料は見つからない旨陳述しており、請求者の請求期間に係る保険料の納付について確認することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者の年金手帳から確認できる基礎年金番号「*」とは別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、オンライン記録によれば、請求者の母について、請求期間から自身が60歳に達する平成14年*月までの期間に係る保険料については、納付期限又はその翌月に保険料を納付していることが確認できるものの、請求者の請求期間後の平成13年11月及び平成14年5月か

ら平成15年3月までの期間に係る保険料については、納付期限後の平成15年12月15日に遡って納付されており、請求者の母の保険料を納付した日とは異なることが確認できる。

そのほか、請求者は自ら保険料を納付したことではないとしており、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000311 号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000100 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 55 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 3 月 7 日から平成 14 年 6 月 21 日まで

A社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成 14 年 6 月 21 日とされているが、その前の請求期間も、アルバイトとして同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求期間の一部について、A社からの入金記録が確認できること及び同僚の回答から、請求者が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者の人事台帳には、請求者の入社年月日及び厚生年金保険の資格取得年月日は「平成 14 年 6 月 21 日」と記載されており、請求期間に係る記載はなく、同社は、同日より前の期間について、請求者の勤務実績は確認できない旨回答していることから、請求期間における具体的な勤務日数及び勤務時間を確認することはできない。

また、請求者は、平成 14 年 6 月頃にアルバイトからパートになったと思う旨陳述しているところ、A社から提出された請求者の個人台帳には、請求者の入社時(平成 14 年 6 月 21 日)の身分はパートであると記載されており、同社は、請求期間当時、アルバイトの従業員は厚生年金保険に加入させておらず、請求者に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨回答している。

さらに、A社において請求者と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚など合計 29 名に照会したところ、複数の者が、請求者と同様に、自身がアルバイトとして勤務した後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、アルバイトの時点では厚生年金保険には加入していないかった旨回答している上、当該同僚 29 名のうち、請求者と同日(平成 14 年 6 月 21 日)に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 6 名のうちの 1 名は、自身が入社した平成 12 年 10 月の時点ではアルバイトで、平成 14 年 6 月 21 日付けでパートになった時、厚

生年金保険に加入した旨回答している。

加えて、上記の 29 名の同僚から、自身の入社当時の厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000356 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000101 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 5 月 15 日から昭和 64 年 1 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の被保険者記録がなかったが、請求期間に同社に勤務し、主に取引先事業所の倉庫の大型運転手として荷物を運送していた。健康保険証を同社から受け取り、給与から社会保険料を控除されていた記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社の同僚として名前を挙げている3名は、オンライン記録により請求期間の全部又は一部に同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できること、複数の同僚が請求者が大型運転手として同社に勤務していたと回答していること及び事業主は請求者と同姓の運転手が取引先事業所の倉庫の仕事をしていた旨陳述していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、上記の同僚3名及び請求期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚15名（計18名）については、いずれも同社における雇用保険の加入記録が確認でき、雇用保険の被保険者期間は厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致しているが、請求者については、同社における雇用保険の加入記録が確認できない。

また、事業主は、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求者の雇用形態、勤務状況及び給与の支払状況について確認できる資料がないと陳述しているほか、前述の同僚18名のうち所在が確認できた16名に照会し6名から回答があつたが、請求者の具体的な勤務状況、同社における社会保険加入に係る取扱い等については回答を得ることができず、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、事業主は、以前はA社において必ずしも運転手の全員が社会保険に加入してはいなかつた旨陳述しているほか、昭和 63 年 4 月から同社が加入するB健康保険組合は、請求者の

同組合における加入履歴はないと回答している。

加えて、請求期間を含む昭和 60 年 2 月 1 日から昭和 64 年 1 月 1 日までに A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 46 名の健康保険厚生年金保険被保険者原票又はオンライン記録を確認したが、その中に請求者の氏名はなく、整理番号は連番で欠番もないことから、請求者の同社における被保険者記録が欠落した形跡はない。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。